

平成30年

目黒区教育委員会

第38回定例会会議録

(平成30年10月16日開催)

第38回目黒区教育委員会定例会会議録

開催年月日 平成30年10月16日

開催場所 教育委員会室

出席委員	教育委員会教育長	尾崎 富雄
	教育委員会教育長職務代行者	笹尾 敦夫
	教育委員会委員	中山 ひとみ
	教育委員会委員	後藤 幸子
	教育委員会委員	櫻井 道雄

出席職員	教育次長	野口 晃
	教育政策課長	山野井 司
	学校統合推進課長	和田 信之
	学校運営課長	村上 隆章
	学校施設計画課長	鹿戸 健太
	教育指導課長	田中 浩
	教育支援課長	酒井 宏
	統括指導主事	寺尾 千英
	統括指導主事	古舘 秀樹
	生涯学習課長	馬場 和昭
	八雲中央図書館長	増田 武

書記		小野塚 幸隆
		山東 隆博

(議事日程)

- 日程第1 報告事項 平成30年第3回区議会定例会中の決算特別委員会での教育委員会に係る質問の答弁(要旨)について
- 日程第2 報告事項 「目黒区立学校に係る部活動の方針(案)」について

資料配布

- ・医療的ケア児就園・就学ホットライン

(午前9時30分開会)

- 教育長 第38回目黒区教育委員会定例会を開会いたします。本日の欠席委員、欠席職員はございません。署名委員は櫻井委員です。
それでは、日程第1を議題とします。

(日程第1 平成30年第3回区議会定例会中の決算特別委員会での教育委員会に係る質問の答弁(要旨)について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がございますか。
特にないようですのでこの報告を受けました。
次に日程第2を議題とします。

(日程第2 「目黒区立学校に係る部活動の方針(案)」について(報告事項))

- 説明員 (資料により説明)
○教育長 この件についてご質問等がございますか。
○委員 5ページの【休養日】の1に「原則として」を書き入れていただいたことは、部活動をしている子どもを持っている親としては、よかったと思っています。子どもは、大会前などは練習したいという要望もありますし、その辺を少し配慮していただいたことはよかったと思っています。

同じページの「3 長期休業中の連続する休養日は原則5日間以上に定める。」というところですが、なぜ、ここに記載されたのでしょうか。

- 説明員 今年度、長期休業期間中の教育活動停止日を設定させていただきましたが、部活動をしたいという声から、この停止日がなかなかとれないという実態もありました。各学校によって実態は異なりますけれども、5日間、しっかり活動を停止できた学校とそうでないところがあって、そうでないところは、部活動の練習をしたいという子どものニーズ、それから顧問のニーズが強かったと聞いております。この夏季休業中には5日間程度はしっかり休んでいただきたいということから、このような形で記載させていただきました。

この5日間というのは、あくまでも週休日も含めた5日間ですので、トータルで、前後の週休日を合わせると、5日間の教育活動停止日を設けると、9日間は休めるのですけれども、そうではなく、あくまでも土日も含めた5日間という形をとらせていただいたところでは。

○委員 少しずれるかもしれませんが、顧問の役割を担える部活動指導員は、試合に帯同できると思いますけれども、夏休みの練習を顧問が来なくても、その人を見ることはできないのでしょうか。

○説明員 部活動指導員が配置されたところは、教員が休んでいる中で指導することは可能だと思いますので、この原則の解釈については学校間で温度差が出ると思います。あくまでも、この方針を出して、練習がエスカレートしないように、子どもたちが多様な体験をするということが重要と考えているところです。

○委員 その部活動指導員のことも含めて、先生方に休んでいただくことができるのであれば、その活用も今後考えて、子どもたちは、試合に出ていくわけですから、子どもたちの気持ちも汲み取っていただいて、部活動指導員等の活用等も考えていただきたいと思います。

○委員 この方針は、東京都の運動部活動の在り方に関する方針をベースに、目黒区のものをつくっているわけですがけれども、部活動を進めていく上で、対外試合等については、目黒区以外のところと、練習試合等を組まれると思います。目黒区の活動方針と他区の活動方針に、大きな違いはないとは思いますがけれども、そういった調整、他区との連携は検討されているのでしょうか。

それから、年間活動計画は、保護者にオープンにするということですがけれども、他区との練習試合等が組まれると思います。顧問の先生や部活動指導員が日程の調整をする形になると思いますので、年間活動計画には載りづらいのではないのでしょうか。ですので、年間活動計画をホームページに掲載するに当たっては、注意書きが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○説明員 他区との連携についてですがけれども、これについては、検討委員会の中で議論がありました。例えば、5ページの活動時間について、「原則・・・週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度」とさせていただきましたけれども、練習試合に行ったときに、例えば、野球部が練習試合で1試合行い、その後待機をして、もう1試合行うといったときに、3時間程度では終わります。

せん。そういったこともあって、ここは「原則」をつけさせていた
ただいたということはありません。これについては、指導室課長会
の中でも議論があつて、3時間でおさまる場合と、おさまらない
場合があり、教職員の手当の問題もあるので、東京都でも議論し
てほしいと要望しています。ですので、それぞれの区が課題とし
て持っていますので、調整をしながら進めていけると思っており
ます。それから、年間指導計画につきましては、練習試合等の計
画が直前になって変わるということがあり、その週ごと、月ごと
の計画までホームページにアップすることが、逆に顧問の働き方
改革に逆行していくということ、また、ホームページにアップし
たことで直前にさらに変更や間違いがあつて、逆に不信感を持た
れるのではないかとということで、公表することが決してプラスに
ならない場合が考えられるということの議論の中から、今回は、
年間指導計画、1年の大まかな計画をホームページにアップする
ということで話がまとまりました。具体的な月ごと、それから週
ごとの計画については、顧問、あるいは部活動指導員から生徒た
ちに伝わるようにしています。

事務局としては、それぞれ部活動指導員の設置要綱や、外部指
導員の設置要綱等で明確にし、運用は学校に任せていきたいと考
えています。今後は、その運用状況を見て、教育委員会として何
がフォローアップできるかということの調整をしていきたいと考
えているところです。

○委員 こういったいい方向にいかうとしているものを有効に活用する
ためには、相当なコミュニケーションの密度化が必要だろうとい
う印象を持っております。これを進めていく上で、皆さんの議論
の中でいろいろ出てきたことについては、教育委員会の場で公表
していただきたいと思えます。要望です。

○委員 2013年に障害者差別解消法という法律ができて、その後目
黒区でも、この10月から合理的配慮の事例集というのは、小中
学校に配ると思いますがけれども、部活動はそれにも適用されるも
のなのですか。

○説明員 それぞれの学校の中で、子どもたちを対象に任意で行っていま
す。知的障害を持っている学級のある学校もあります。そういつ
た中で、その子たちを対象にしたクラブもありますし、実際に知
的障害を持っている子どもたちが一般のクラブに参加するという
事例はございますので、子どもたちが入りたいといった部活動に

障害を持っているからという理由で所属させないということはあってはならないと思っていますし、そういう対応をしていると認識してございます。

○委員 6ページの、生徒のニーズを踏まえた部の設置で、東京都は障害者について、対応をきちっとしましょうというようなことが書いてありますが、目黒区は簡単になっています。これで対応できるのでしょうか。

○説明員 この部分については、今、障害を持っている子どもも含めた子どもたちという、さまざまなニーズがあるので、そういったニーズという、多様なニーズという中に含ませていただいたということが現状です。

○委員 少なくとも、障害者等について排除がないような考慮をさせていただきたいと思っていますので、お願いします。

○教育長 この「女子や障害がある生徒等も含めて、生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する」について、文言として、東京都に入っていたものを削除をするとなると、いかがなものかということになると思います。入れることについては難しいのですか。

○説明員 この言葉を削除することについての誤解を招く可能性というのは、確かにあると思いますので、どこまでが生かすべきか、削除したほうがいいのかも含めて、検討してまいりたいと思います。

○委員 中学校のバレーボールの大会が、10月の三連休に連続してありました。当然、6日も練習します。そうすると、先生方は、6、7、8と試合に帯同して、練習もつけてということになっていました。また、秋季大会も三連休の9月24日にありました。こうやって試合が続くと、先生方の働き方改革の点も踏まえて、大変だと思うので、目黒区の試合の回数だとか、試合の日程の組み方など全体的に、少し減らすとかまとめるとか、そういったところの調整は考えていますか。

○教育長 まとめるというのは、どういう意味合いですか。

○委員 例えば、秋季大会と新人大会を一緒にしてしまう。秋季大会とはブロック大会につながらない目黒区の中で終結してしまう大会ですけれども、新人大会は次に勝ち上がれば、第2ブロックという、ブロック大会に進む。それが勝ち上がると都大会につながるという大会ですけれども、秋季大会はやめて、一緒にしてしまう

という意味合いです。

○説明員

ご指摘のとおり、区の秋季大会と別に新人戦を組んでいて、ここが日程的にタイトになっているというのがあります。この秋季大会を新人戦に置きかえようという部活動もあり、7ページの5の、学校単位で参加する大会等の見直しのアのところ、
「週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、大会等の統廃合等を主催者に要請する」ということで、教育委員会の役割として、入れさせていただきました。校長もイのところ、そういったことを配慮して、参加する大会を精査するということがありますので、教育委員会が調整をして、実態把握とともに調整をしていきたいと考えてございます。

ただ一方で、部活動の顧問等に言わせると、会場が常に確保されるわけではないので、パズルのような中で組み合わされているものを1つ動かすと、次に組み込むところがないという現状はあるということですので、そういった中で、そういったことが可能なかは、学校とともに考えていきたいと思えます。

○委員

今回の、部活動の方針の中に、事故に対しての対応は、それほど詳しくは載せられていないように思いますが、いかがでしょうか。

○説明員

4ページの適切な指導の実施のところ、健康管理と事故防止、体罰防止というようなところで書かせていただいております。

一方で、実際に事故が起こった場合につきましては、この部活動というものは、年間指導計画の中に活動を位置づけて、組織の中で部活動という形で顧問を位置づけているということで、学校の組織の中に入っております。教員にとっては、公務災害の対象となりますし、子どもにとっては日本スポーツ振興センターに加入しておりますので、災害給付金の対象となります。これはこの方針に定める以前から対応をさせていただいているところで

○教育長

今回の省令の改正、スポーツ庁のガイドラインの策定については、持続可能な部活動の推進体制の構築ということが狙いにあるわけですね。教職員の働き方改革と、部活動指導員の不足を解消していくということが背景にあると思います。方針とか計画をつくっても、どう効果を発揮していくのかということが最大の課題な

わけです。ですので、P D C Aサイクルが必要になってきます。

国のガイドラインができて、都の方針ができて、区の方針ができて、各学校が計画をつくったとしても、何も変わらないのではないかというのが感想です。ヒト、モノ、カネという行政資源を投入しない限りは達成できないと考えています。そこで、31年度予算に向けて、国がどういう行政資源を予定しているのか、東京都はどういう行政資源を予定しているのか、国が果たすべき役割、東京都が果たすべき役割、それぞれが責任に応じた体制をつくらない限りは、絵に描いた餅に終わってしまうのではないかという強い印象を持っています。

現時点でわかっている範囲内で、平成31年度予算に向けて、国がどういう手だてをしているのか、東京都がどういう手だてをしているのかわかりますか。

○説明員 31年度の概算要求の中で、部活動に関する要求をどのようにしているかという点、調査していませんので、答弁を控えさせていただきますが、今年度の予算の中では、中学校における部活動指導員の配置ということで、5億円、国が用意しています。部活動指導員の配置の予算は、国が3分の1、都が3分の1、区が3分の1で、非常勤職員の設置を想定しています。当区は、非常勤職員を置くことが難しいという判断から、非常勤ではない部活動指導員を設置しておりますけれども、全て一般財源から持ち出しているという状況で、残念ながら、国の補助金は、区として使えない状況です。都も、指導員の充実というところで、10億円計上しているというところですが、当区はその補助金を活用できていないという状態です。

○教育長 国と都の制度が使えない中で、この方針はあるべき姿を書いただけのものなので、実現に向けて努力していくわけですが、実際に、各論の段階になったときに、部活動指導員という人材を確保できるのかどうかになります。教職員が試合に参加しなくても、部活動指導員で対応できるように省令が改正になったわけです。その部活動指導員が安定的に確保できないのであるなら、本来、国が目指している目的は達成できないと思います。そこについて、検討委員会の中でどう議論されたのでしょうか。

○説明員 今回の検討委員会の中では、人材の確保という点には触れておらず、活動をどうしていくかというところ、指導体制をどうしていくかというところに終始してしまったところですので、今後の

課題として受けとめなければいけないと思っています。

ちょうど今、教員の異動のヒアリングを行っているところなのでけれども、今年度になって、保護者や子どもたちの要望を受けて、野球部を設置した学校長とのヒアリングの中で、野球部の指導ができる教員を配置して欲しいという要望がございました。要望に応える形で、今年度は外部指導員を入れましたが、顧問がないので、校長がみずから顧問をし、引率しているという状況です。指導者の確保というのは大きな課題であると認識しています。

○教育長

実際に、児童・生徒の試合等に参加、引率するという事は、日中働いている人はできないわけです。そうすると地域の方々に期待するしかありません。この方針の中で地域との連携を意識して、あるべき姿が書かれていますが、具体的にそれが結びつくのはなかなか難しいという感想を持っています。

これは引き続き、全国都市教育長協議会や特別区教育長会を通じて、国、都へ要望していくのは当然ですけれども、自治体として、この方針、それから学校がつくる計画が絵に描いた餅にならぬように、進行管理をきちっとしていただきたいと思います。これは要望です。

6 ページの一番上のイのところですがけれども、東京都のイと比較してみると、「部活動顧問は休養日の意義や」はよくわかります。「過ごし方について生徒に指導する」というのは、何か言葉足りないのではないかと思います。これは何を指しているのでしょうか。

○説明員

この方針の趣旨の1つに、子どもたちに部活動だけではなくて、多様な体験をさせることが、その後バーンアウトすることがないような子どもになるということもありましたので、1行つけ加えさせていただきました。休養日といっても、実際には、子どもたちは休養しないで練習をしてしまうというケースが多々あるので、顧問からしっかりと、その他の様々な活動をするというようなことを伝えていただきたいという趣旨で、この1行をつけ加えさせていただきましたところ。文言については、そういった趣旨をあらわしているかどうか検討したいと思います。

○教育長

例えば、「部活動顧問は休養日の意義や」というところはよくわかるので、「多様な活動等も視野に入れた過ごし方等について」というような修飾語を加えてもらいたいと思います。これは要望

です。

- 教育長 その他ご質問等ございますか。
 特にないようですのでこの報告を受けました。

〔 資料配布
 ・医療的ケア児就園・就学ホットライン 〕

- 教育長 以上で本日の定例会を閉会します。

(午前10時47分閉会)